

「大雨もしくは暴風を含む特別警報」・「暴風を含む警報」が発表された場合の措置について

滋賀県立八日市高等学校 教務課

台風などにともなう「大雨もしくは暴風を含む特別警報」・「暴風を含む警報」・「大雨もしくは暴風以外の特別警報」が発表された場合の登校については、以下のとおりとします。

1 滋賀県内のいずれかの地域に対して…

- ① 午前7時に「大雨もしくは暴風を含む特別警報」・「暴風を含む警報」が発表されている場合
→ **自宅待機**をして、**警報が解除**されたら**登校**してください。
- ② 午前10時の時点でまだ「大雨もしくは暴風を含む特別警報」・「暴風を含む警報」が発表中の場合
→ 学校は**臨時休校**（自宅学習）とします。

2 学校所在地域に対して…

- ① 午前7時に「大雨もしくは暴風以外の特別警報」が発表されている場合
→ **自宅待機**をして、**警報が解除**されたら**登校**してください。
- ② 午前10時の時点でまだ「大雨もしくは暴風以外の特別警報」が発表中の場合
→ 学校は**臨時休校**（自宅学習）とします。

3 居住地域に対して…

- ・ 午前7時に「大雨もしくは暴風以外の特別警報」が発表されている場合
→ **自宅待機**をして、**警報が解除**されたら安全に留意して**登校**してください。

その他の警報または注意報の時は、平常どおり登校してください。